

## 学校法人酪農学園ガバナンス・コード自己点検結果報告書

学校法人酪農学園は、適切なガバナンスを確保して時代の変化に対応した学校づくりを進めることを目的として、2020年7月22日、学校法人酪農学園ガバナンス・コードを定めました。

学校法人酪農学園は、当該ガバナンス・コードの実践を通じて、教育・研究・社会貢献機能を高めるとともに、経営の透明性を高めて社会への説明責任を果たすため、毎年度、その適合状況に関する報告書を公表いたします。

点検基準日：2021年10月31日

第1章 自主性・自立性	適合状況
1-1 建学の精神	○
1-2 教育の研究の目的	○
第2章 安定性・継続性	適合状況
2-1 理事会	○
2-2 理事	△（特記事項1参照）
2-3 監事	○
2-4 評議員会	○
2-5 評議員	△（特記事項2参照）
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	適合状況
3-1 学長、校長等	○
3-2 教授会	○
第4章 公共性・信頼性	適合状況
4-1 学生・生徒に対して	○
4-2 教職員等に対して	○
4-3 社会に対して	○
4-4 危機管理及び法令順守	○
第5章 大学を設置する学校法人としての透明性の確保	適合状況
5-1 大学を設置する学校法人としての情報公開	○

○・・・適合している △・・・一部改善が必要

### 特記事項1

2-2 (4) 理事への研修機会の提供

非常勤理事に対する研修機会の提供について検討を進める必要がある。

### 特記事項2

2-5 (2) 評議員への研修機会の提供と充実

学外評議員（卒業生、学識経験者）に対する研修機会の提供について検討を進める必要がある。